

市税(料)の納付には 口座振替のご利用を

市税(料)の口座振替制度は、指定した金融機関などの口座から納期限の日に自動的に期別分を引き落とす制度です。金融機関などに納付に行くと手間が省け、納め忘れがなくなるなどの利点があります。ぜひご利用ください。

利用できる市税(料)

市民税・都民税(普通徴収分)、固定資産税、都市計画税、軽自動車税(所有するすべての車両が対象)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料。

利用できる金融機関

西武信用金庫、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、きらぼし銀行、東和銀行、西京信用金庫、多摩信用金庫、青梅信用金庫、多摩信用金庫、中央労働金庫、東京みらい農業協同組合、東京都信連および東京都の各農協、ゆうちょ銀行・郵便局。

利用できる預金種目

普通預金、当座預金、納税準備預金(後期高齢者医療保険料・介護保険料は利用できません)。

申し込み方法

市内の金融機関で手続きができます。預貯金通帳、通帳届け出印、納税・納付通知書を持参してください。また、保険年金課・介護福祉課(いずれも市役所1階)、課税課・納税課(いずれも同2階)などで配布している「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、納期が到来する月の前月末までに、納税課宛てに郵送してください。市が手続きを

代行します。

市外の金融機関をご利用の方や来庁する時間がない方などは、同依頼書を郵送しますので同課管理係☎470・7729へご連絡ください。

※31年度の口座振替は、1期分から開始できない場合もありますので、同係へ問い合わせてください。

振り替え済みの確認

口座振替後の「振替済通知書」は送付していません。預貯金通帳を記載し、振り替え済みであることを確認してください。

軽自動車税は、口座振替した方に6月中旬に一括して「口座振替済通知書」を送付します。

※市税の申告などで証明が必要な場合は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額証明書を送付してください。

発行しますので、同係へ問い合わせてください。

注意事項

納期を過ぎると口座振替ができませんので、口座の残高などにご注意ください。▼固定資産税は振替口座を登録した後に、固定資産の相続や売買などによる所有権移転登記で納税義務者を変更した場合は、新たに口座振替の手続きをする必要があります。また、共有納税義務者(2人以上の共有名義で固定資産を所有する納税義務者)についても、共有員(共有の代表者を含む)を1人でも変更した場合は、同様口座振替の手続きを必要とします。なお、共有員は変更せず共有持ち分のみ変更した場合は、口座振替の登録が継続されますので、新たに手続きをする必要はありません。▼国民健康保険税は

世帯主に課税されているため、世帯員の加入状況に変更があった場合でも、世帯主が変わらない限り、口座振替は継続されます。詳細は市ホームページをご覧ください。

キャッシュカードでも口座振替の手続きができます

納税課(市役所2階・保険年金課・介護福祉課(いずれも同1階))で、キャッシュカードによる口座振替の手続き(ペイジー口座振替受付サービス)ができます。

【手続きに必要なもの】①口座振替しようとする口座のキャッシュカード②キャッシュカードの暗証番号③本人確認ができるもの(運転免許証、保険証など)

※預貯金通帳の届け出印は不要です。

31年度における固定資産税・都市計画税のあらまし

固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、税率は1.4%です。都市計画税は、毎年1月1日現在、都市計画区域内に土地・家屋を所有する方が、その資産価値に応じて納め、都市整備などの費用に充てられる目的税で、税率は0.24%です。

土地の価格・税負担

土地の価格は原則として、3年ごとに価格の見直し(評価替え)を行う制度が取られています。直近の評価替えは30年度に行われ、31年度は原則として30年度の価格を据え置きませんが、地価の下落により据え置くことが適当でない

家屋の評価・税負担

家屋については30年度の評価額を据え置きます。次の期間に新築され、固定資産税の新築軽減が適用されていた家屋は、30年度で軽減の適用が終了となり、本来の税額に戻ります。

ひとり親家庭ホームヘルプ サービス事業のご案内

市では、日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭を対象に、児童の見守りや食事の世話などを手伝いするホームヘルパーを派遣する事業を実施しています。

【派遣対象】市内に居住し、次の①～⑦のいずれかに該当するため、家事・育児などの日常生活に支障があるひとり親家庭

①ひとり親家庭になって2年以内の場合
②技能習得のため、職業能力開発センターなどに通学している場合
③就職活動など自立促進に必要と認められる場合

【対象金融機関】みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、東和銀行、きらぼし銀行、ゆうちょ銀行、西京信用金庫、西武信用金庫、青梅信用金庫、多摩信用金庫

詳しくは納税課管理係☎470・7729へ。

日常生活に支障があるひとり親家庭

④疾病・出産・看護・事故・災害・学校行事への参加など、一時的に支援が必要な場合
⑤未就学児を養育していて、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなるなどの場合(所定内労働時間の就業を除く)

⑥小学3年生以下の児童の保護者が、就業の事情により支援を必要とし、前記①～⑤に該当しない場合

【派遣回数と派遣時間】原則として、派遣回数は1日1回、月に12回まで。派遣時間は午前7時～午後10時の間で、1日8時間以内(1時間単位)

【援助内容】食事の世話、住居の清掃、被服の洗濯、育児など

【費用】所得に応じて費用負担がある場合があります。詳しくは児童青少年課助成支援係☎470・7736へ。



⑦その他ひとり親家庭のため、ホームヘルプサービスが必要と認められる場合

【申し込み】5月15日(月)～25日(木)の平日午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、指導室(市役所6階)で配布する応募用紙に必要事項を記入の上、本人が直接同室へ持参してください。詳しくは同室☎470・7781へ。

【応募資格】市内在住の20歳以上で、「市民公募」に関する要領の欠格事項に該当しない方

【募集人数】2人(応募者多数の場合は抽選)

【内容】児童保育所について、児童厚生員(嘱託員・臨時職員)の仕事内容、応募資格など

【日時】5月9日(木)午前10時～11時

【会場】市役所5階502会議室

柔道整復師や鍼灸師・マッサージ師の 施術に関する照会にご協力ください

市では医療費適正化への取り組みとして、国民健康保険被保険者が、国民健康保険を使って施術を受けた場合に、施術方法や保険請求内容が適正かどうかの点検を行っていただきます。

施術内容を確認するため、文書で問い合わせることがありますので、ご協力をお願いします。負傷部位や施術内容、施術年月の記録、領収書などを保管し、照会文書が届いた場合は、ご確認をお願いいたします。

詳しくは保険年金課国民健康保険係☎470・7733へ。

児童保育所の 職員募集説明会を開催します

児童保育所に勤務する職員(児童厚生員)を募集します。次の通り、説明会を開催しますので、興味のある方は、ど



【日時】5月9日(木)午前10時～11時

【会場】市役所5階502会議室

【申し込み】5月15日(月)～25日(木)の平日午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)に、指導室(市役所6階)で配布する応募用紙に必要事項を記入の上、本人が直接同室へ持参してください。詳しくは同室☎470・7781へ。

【応募資格】市内在住の20歳以上で、「市民公募」に関する要領の欠格事項に該当しない方

【募集人数】2人(応募者多数の場合は抽選)

募集



総務課臨時職員(事務)

プレミアム付商品券事業に関する補助的な事務を行う総務課臨時職員(事務)を募集します。

【任用期間】

5月1日(祝)～9月30日(月)(更新の場合あり)

【勤務日・時間】平日の午前8時半～午後5時(1時間の休憩あり)



【応募資格】パソコンの基本操作(ワード・エクセル)ができる方

【勤務場所】東久留米市役所本庁舎

【募集人数】1人

【報酬】市の規定による(交通費相当額は別途支給)

申し込みは、4月22日(月)までに、事前連絡の上、履歴書(写真貼付)を総務課庶務担当(市役所4階)へ直接持参してください。書類選考と面接の上、決定します。なお、提出された履歴書は返却しません。

詳しくは同課☎470・1078へ。



詳しくは同課☎470・1078へ。